

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年6月7日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	1市4町2村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツ等)			1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		—
アブラ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯舘村
原木シタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木シタケ(露地栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)を除く。)		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯舘村 西会津町(ナメコ、ムキタケを除く。) 会津美里町(ムキタケを除く。) 只見町(ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く。)		南相馬市 いわき市 楢葉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(木山屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ケサソツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
ケサソツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、新地町、大玉村、北塙原村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	伊達市、南相馬市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧氷川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀内村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成29年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成30年産)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び繪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、勝川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウダイ	秋元湖、小野川湖及び繪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、長瀬川(阿武隈川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び繪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(阿武隈川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び繪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(阿武隈川との合流点から上流の部分に限る。)並びに東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(阿武隈川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び繪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(阿武隈川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(阿武隈川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
水産物	水産物7種 ^{※10}	最大高潮時海岸線 上宮城福島両県界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海面	—
肉	牛の肉 ^{※11}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※12}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*1 南区町平成25年3月20日付交付申請に於て「上記設置された延遲困難区域に限る。」、宮前町(平成25年2月27日付交付申請に於て「上記設置された延遲困難区域に限る。」)、大熊町、双葉町、浜川町(平成25年9月7日付け指示により設置された延遲困難区域に限る。)、夷尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された延遲困難区域に限る。)及び御所市(平成22年6月15日付指示により「延遲困難区域に限る。」)

*2 南区市(平成24年3月10日付交付表示により)設置された避困難区域に限る。、高幡町(平成25年3月10日付交付表示により)設置された避困難区域に限る。、大高町(平成24年1月10日付交付表示により)設置された避難区域に限る。、及川町(平成24年4月15日付交付表示により)設置された避難区域に限る。、

*85 福島県南相馬市(平成24年3月30日付)に付した「設定期定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、川俣町(平成25年2月7日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、猪俣町(平成25年2月7日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、大熊町(平成24年1月30日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、大熊町(平成25年3月25日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、浪江町(平成25年3月25日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、猪之町(平成25年3月25日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、猪之町(平成25年4月15日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」。

*86 福島県南相馬市(平成24年3月30日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、川俣町(平成25年2月7日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、猪俣町(平成25年2月7日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、大熊町(平成24年1月30日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、大熊町(平成25年3月25日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、浪江町(平成25年3月25日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、猪之町(平成25年3月25日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」、猪之町(平成25年4月15日付)に付した「既定された福島原発事故による被災区域を除く区域に囲む」。

***【施設】** 桜島温泉地区(平成24年3月10日付)に設定された施設制限区域(桜島温泉地区に限る)、川尻町(平成25年8月7日付)に設定された施設制限区域(川尻町に限る)、八重瀬町(平成25年8月7日付)に設定された施設制限区域(八重瀬町に限る)、波佐見町(平成25年8月7日付)に設定された施設制限区域(波佐見町に限る)、大隅町(平成24年11月30日付)に設定された施設制限区域(大隅町に限る)。

※9 富岡町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解消準備区域に限る。), 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。), 大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。), 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。), 波江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*※11 ウツタナゴ、カサゴ、クロダイ、サクラマス、スマガレイ、ムラサキ、ビスマガイ
※12 除籍時ににおいて耕種されている牛について、県外への移動（12ヶ月前未満の牛のものを除く。）及び工商場への出荷を差し控えるよう要請

*11 福島市、二本松市、伊達市、木曾川町、南相馬市、桑折町、宮城町、白石町、大熊町、双葉町、双葉町、浜詰町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、饭馆村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年6月7日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰐ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉 ^{※1}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、丸森町、宮谷市 仙台市、氣仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧榮館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川(4号堰堤の上流を除く。)
水産物	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金堀橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉 ^{※1}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
肉	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、鉾田市、大洗町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
水産物	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

*1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年6月7日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	牛の肉 ^{※1}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

※2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年6月7日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年6月7日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年6月7日現在

都県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.12解禁：熊本県内の筑後農園のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.32解禁：久野川(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.12.17解禁：熊本県内の筑後農園のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H26.5.30～H27.2.23解禁：熊本県内の筑後農園のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	イシシの肉	H24.5.7～H24.8.28解禁：大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)	
	シカの肉	H24.5.30～H25.12.28解禁：糸井川(支流を含む。)及び熊本県内中原町のうち荒川支流の上流(支流を含む。ただし、宿原ダムの上流及びその支流を除く。)	
その他 茶	牛の肉	H28.8.3～H28.23.5解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管轄される牛の肉を除く。)	
	イシシの肉	H28.12.3～H29.1.5解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管轄されるイシシの肉を除く。)	
	シカの肉	H28.12.3～H29.1.5解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管轄されるシカの肉を除く。)	
那県	牛の肉	H23.13～H24.1.12解禁：鹿児島市	
	イシシの肉	H23.8.2～H25.32解禁：大田原市	
	シカの肉	H23.8.2～H25.5.31解禁：鹿児島市	
群県		出荷制限	
農産物	ホブンシソ	H23.2.1～4.8解禁：金城	
	カキナ	H23.2.1～4.8解禁：金城	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.25～：鹿児島市、東福岡町、鹿屋村	
水産物	シカの肉	H24.10.10～：鹿児島市	
	シカの肉	H24.10.16～：鹿児島市	
	シカの肉	H24.10.23～：鹿屋町	
肉	シカの肉	H24.11.15～：姶良市	
	シカの肉	姶良市(田舎木見町に限る。)、垣北町、美川市(田舎木見町に限る。)、西之表市(田舎木見町に限る。)、下仁田町、中之庄町、高鍋町、東峰町、みなかみ町、細木村、片品村及び川辺村	
	シカの肉	H30.8.7～：川辺村	
水産物	シカの肉	姶良市(田舎木見町に限る。)、垣北町、美川市(田舎木見町に限る。)、西之表市(田舎木見町に限る。)、下仁田町、中之庄町、高鍋町、東峰町、みなかみ町、細木村、片品村及び川辺村	
	シカの肉	H30.8.7～：川辺村	
	シカの肉	姶良市(田舎木見町に限る。)、垣北町、美川市(田舎木見町に限る。)、西之表市(田舎木見町に限る。)、下仁田町、中之庄町、高鍋町、東峰町、みなかみ町、細木村、片品村及び川辺村	
農産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～：鹿児島市の筑後地方から東京電力株会社久留里発電所御水能原までの区域(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解禁：鹿児島市	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.4.27～H25.4.25解禁：小中川(支流を含む。)及び熊川(支流を含む。)	
水産物	シカの肉	H24.8.8～：鹿児島市の筑後地方から東京電力株会社久留里発電所御水能原までの区域(支流を含む。)	
	シカの肉	H24.8.8～H24.11.9解禁：島原川(うらがわ)の上流(支流を含む。)	
	シカの肉	H24.8.8～H25.6.28解禁：鹿児島(支流を含む。)	
肉	シカの肉	H24.8.10～：金城	
	シカの肉	H24.8.10～：金城	
	シカの肉	H24.11.14～：金城	
その他 茶	シカの肉	H24.1.23～：金城	
	シカの肉	H23.8.30～H24.5.28解禁：鹿児島市	
	シカの肉	H23.8.30～H25.8.7解禁：鹿児島市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～：桶川市、桶川町	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～：金崎町	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：越生町	
千葉県		出荷制限	
農産物	ホブンシソ	H24.4.～4.22解禁：柏市、習志野市、多摩市	
	シロアリ(サンクンイチゴ、サンキュウ)	H24.4.～4.22解禁：柏市	
	バナナ	H24.4.～4.22解禁：柏市	
農産物	セルリー	H24.4.～4.22解禁：柏市	
	タケノコ	H24.4.～H25.12.23解禁：市原市、木更津市	
	タケノコ	H24.4.6～H28.9.21解禁：佐孫子町	
農産物	タケノコ	H24.4.11～H27.1.22解禁：柏市、白井市	
	タケノコ	H24.4.11～H25.10.23解禁：八千代市	
	タケノコ	H24.4.12～H25.1.23解禁：船橋市	
農産物	タケノコ	H24.4.18～H25.12.23解禁：芝山町	
	原木シタケ(露地栽培)	H28.10.11～：原木シタケ	(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	原木シタケ(露地栽培)	H28.11.10～：原木シタケ	(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
農産物	原木シタケ(露地栽培)	H28.12.23～H29.1.14～：原木シタケ：金崎町	(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	原木シタケ(露地栽培)	H24.4.10～：白井市	
	原木シタケ(露地栽培)	H24.4.18～H28.8.19～：原木シタケ：山武市	(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
水産物	原木シタケ(露地栽培)	H24.4.18～H28.10.14～：原木シタケ：金崎町	(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	原木シタケ(露地栽培)	H24.4.18～H28.8.19～：原木シタケ：千葉市	(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	原木シタケ(露地栽培)	H24.4.18～H28.11.14～：原木シタケ：施設栽培	(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
水産物	ギョウザ	H24.12.14～H26.1.14～：原木シタケ	(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	コイ	H28.2.～H28.3.29解禁：大網白里市	(ただし、県の定めの出荷・検査方針に基づき管轄されるコイを含む。)
	ウナギ	H28.11.12～：鰐原島の沖羽田のうち大島の「宮之瀬」を含む。ただし、田浦港港場及び印旛水門の上流、両津水場第一水槽場の下流、八潮市、印旛津並びに与野川河口部。	(ただし、県の定めの出荷・検査方針に基づき管轄されるウナギの肉を除く。)
肉	イシシの肉	H24.11.8～H28.5.18～：原木シタケ：金崎(県の定めの出荷・検査方針に基づき管轄されるイシシの肉を除く。)	
	シカの肉	H23.8.2～H24.9.29解禁：大網白里町	
	シカの肉	H23.8.2～H24.5.25解禁：柏市	
その他 茶	シカの肉	H23.8.2～H24.5.28解禁：野田市、富里市、山武市	
	シカの肉	H23.8.2～H25.1.3解禁：成田市	
	シカの肉	H23.8.2～H25.1.3解禁：鹿児島市	
神奈川県		出荷制限	
農産物	シカの肉	H23.8.2～8.29解禁：南足柄市	
	シカの肉	H23.8.23～9.12解禁：松田町、山北町	
	シカの肉	H23.8.26～10.4解禁：愛川町、清川村	
農産物	シカの肉	H23.8.23～10.26解禁：相模原市	
	シカの肉	H23.8.27～11.29解禁：小田井町	
	シカの肉	H23.8.27～12.11解禁：大井町	
農産物	シカの肉	H23.8.27～12.11解禁：鶴見町	
	シカの肉	H23.8.27～12.11解禁：横浜市	
	シカの肉	H23.8.27～12.11解禁：川崎市	
新潟県		出荷制限	
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H28.8.9～：魚沼市、柿崎町	
	コシアブラ(野生のものに限る。)	H28.8.11～：魚沼市、柿崎町	
	肉	H24.11.8～：金城(包括市及び鶴岡市を除く。)	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～：墨田区	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～：墨田区	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～：江戸川区	
農産物	コシアブラ	H28.8.11～：魚沼市、柿崎町	
	コシアブラ	H28.8.13～：魚沼市、柿崎町	
	コシアブラ	H28.8.13～：魚沼市、柿崎町	
肉	シカの肉	H24.12.7～H28.12.7～：墨田区	
	シカの肉	H24.12.7～H28.12.7～：墨田区	
	シカの肉	H24.12.7～H28.12.7～：墨田区	
群馬県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：龍井沢町、伊代町	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.1～：龍井沢町、南牧村	(マツタケを除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.1～H27.1.20解禁：小海町、南牧村、南箕輪村	(マツタケを除く。)
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.1～H27.1.20解禁：小海町、南牧村、南箕輪村	(マツタケを除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.1～H27.1.20解禁：南牧村	(マツタケを除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.1～H27.1.20解禁：南箕輪村	(マツタケを除く。)
農産物	コシアブラ	H25.10.21～H27.1.20解禁：南牧村	(マツタケを除く。)
	コシアブラ	H25.10.21～H27.1.20解禁：南牧村	(マツタケを除く。)
	コシアブラ	H25.10.21～H27.1.20解禁：南箕輪村	(マツタケを除く。)
肉	シカの肉	H24.12.7～H28.12.7～：墨井沢町	
	シカの肉	H24.12.7～H28.12.7～：墨井沢町	
	シカの肉	H24.12.7～H28.12.7～：墨井沢町	
福島県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：磐梯塙町、小坂町	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.9～：磐土官市、富士市	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.17～：磐土官市	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成30年6月7日現在

福島県		摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外		
	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村	
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
	H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～下記の地域以外		
	H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～下記の地域以外		
	H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
	H23.3.23～5.4解除: いわき市	
	H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
	新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～下記の地域以外		
	H23.3.23～4.27解除: いわき市	
	H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
	新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.4.13～：飯館村		
	H23.9.8～：棚倉町(※根被菌に属する野生キノコに限る)	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
	H23.9.20～：南相馬市	
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域 H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗代町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

* [] の箇所は摂取制限の対象